

2007 年（平成 19 年）10 月 4 日

法務省民事局民事第一課戸籍指導係 御中

大 阪 弁 護 士 会
会 長 山 田 庸 男

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う

戸籍法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

本会は戸籍法施行規則の一部を改正する省令案について、以下のとおり意見を述べます。

（なお、「戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要」に従って、意見を述べます。）

第 1 本人特定事項の確認関係

1 本人特定事項（省令第 11 条の 5）について

戸籍法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）第 10 条の 3 第 1 項は、戸籍謄本等の交付請求に当たり、現に請求の任に当たっている者（注 1）は、市区町村長に対して、法務省令で定める方法により、法務省令で定める本人特定事項を明らかにしなければならない旨を規定している。

（中略）弁護士等（注 2）による請求（注 3）にあつては、「弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとき」は氏名及び事務所の所在地によっても確認できることとする。ここでいう「弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易にすることができる方法により公表しているとき」とは、弁護士等の氏名及び事務所の所在地が弁護士等の所属する会のホームページ上で公開され、かつ、弁護士等の氏名からその所属する事務所の所在地を検索できる場合を想定している。

(意見) 賛成

(理由) 弁護士の氏名及び事務所所在地は、所属弁護士会に登録されている事項であり、現在は日本弁護士連合会ないし所属弁護士会においてホームページ上その他で公開され、情報入手ないし検索も容易であるから、当該弁護士の本人特定事項となりうるものである。なお、本会は単位会として独自にホームページ上に本人特定事項を公開しているが、解釈上は日弁連のホームページでの公開で足りると理解する。

(注3) 弁護士等による請求には、改正法第10条の2第3項から第5項までの弁護士等の資格に基づく受任事件に関する請求のほか、弁護士等が破産管財人、成年後見人等に選任され、その固有の権限に基づく請求又は代理請求をする場合を含む。

(意見) 賛成

(理由) 弁護士が破産管財人、成年後見人等に選任されることが頻繁にあり、こうした場合も上記と同様の手続によってなされるべきことは当然である。これは、弁護士が、破産管財人等として自ら改正法10条の2第1項に基づく第三者請求をする場合であっても、同第10条の2第3項から第5項の職務上請求の場合と同様に取り扱うことを前提とした運用を行う趣旨と理解する。

2 本人特定事項の確認方法

意見なし

3 公用請求及び弁護士等による請求の特則

(1) 公用請求

意見なし

(2) 弁護士等による請求(省令第11条の6第4号)について

前記1のとおり、本人特定事項は、氏名及び住所、生年月日又は弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは事務所の所在地である。

本人特定事項を確認するための書類は、運転免許証等の1枚書類(注1)及び弁護士等の職印が押印してある統一請求書(注2)との併用(氏名及び住所又は生年月日を確認する。)のほか、「弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表して

いるとき」は、弁護士等であることを証する書類で写真が貼付されているもの（以下「資格者証」という。）、又は弁護士等の事務を補助する者（事務員と呼ばれるものも含む。以下「補助者」という。）であることを証する書類で写真が貼付されているもの（以下「補助者証」という。）及び統一請求書との併用（氏名及び事務所の所在地を確認する。）も可能とするものとする。ここでいう「弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとき」とは、前記１のとおり、弁護士等の所属する会のホームページ上で事務所の所在地が弁護士等の氏名によって検索可能な状態で公開されている場合を想定している。なお、資格者証及び補助者証によっては生年月日の確認は行わない。

（注１）１枚書類を所持しない一般人のための補充的な方法である複数書類を提示する方法や、聴聞や面識を利用する方法等による本人特定事項の確認は認めない。

（注２）統一請求書とは、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付請求をするための書面であって、統一の様式によるものをいう。

（意見） 基本的に賛成する。ただし、弁護士記章を帯用した弁護士が統一請求書によって戸籍謄本等を窓口請求する方法も認められるべきである。

（理由） 窓口で、統一請求書用紙をもって、弁護士が戸籍謄本等を請求する場合には運転免許証等と併用する以外にも、ホームページ等で公表された弁護士の氏名・事務所所在地と、これらの記載のある資格者証との併用によって、戸籍謄本等の請求者と実際に請求に窓口に来た者との同一性または関連性が判明するから、これによって戸籍謄本等の請求を認める取り扱いに賛成する。また、同様の理由で、統一請求書用紙をもって、補助者が請求する場合にも、補助者証との併用によって、戸籍謄本等を請求できるとすることに賛成する。

ところで、弁護士記章は、日弁連が特定の個人に弁護士記章を貸与することで、当該人が会員弁護士であることを公証するものであって、弁護士会の発行する身分証明書（資格者証）と同じ効果を有している。

尤も、写真の貼付されない資格者証の場合とは違い、弁護士記章自体から当該個人は確認できないが、弁護士記章は、その形状が一般に周知されており、弁護士にとって帯用することが会則上の義務とされているので（日弁連会則第２９条２項）、弁護士以外のものが弁護士記章を帯用することは通常考えられない。むしろ単位弁護士会発行の身分証明書の提示が弁護士記章の帯用の代替的方法とされていることの実態に照らすと（裁判

所や拘置所における出入りチェックは弁護士記章により行われている。）、資格者証を提示する場合と同様に、弁護士記章の帯用をもって請求者である弁護士本人との同一性を確認したとすべきである。

4 郵送等によって戸籍謄本等の送付の請求をする場合の確認方法（省令第 11 条の 6 第 5 号）について

（１）及び（２）（省略）

（３）弁護士等による請求

弁護士等の職印が押印してある統一請求書及び運転免許証等の 1 枚書類の写しを送付し、弁護士等の事務所の所在地を返送先に指定する方法（注 1）のほか、「弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとき」は、弁護士等の職印が押印してある統一請求書を送付し、弁護士等の事務所の所在地を戸籍謄本等の送付先に指定する方法（注 2）によるものとする。ここでいう「弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとき」とは、前記 1 と同様、送付先として指定された弁護士等の事務所の所在地が当該弁護士等の所属する会のホームページ上で公開され、弁護士等の氏名から事務所の所在地を検索できる場合を想定している。

（注 1）弁護士等による請求についても、公用請求と同様（前記（２）の（注）参照）、弁護士等個人の自宅住所を送付先とする請求は認めない。

（注 2）この場合には、運転免許証等の 1 枚書類の写しを送付する必要はない。

（意見） 賛成

（理由） 弁護士の氏名、事務所所在地等の本人特定事項は、日弁連ないし所属弁護士会のホームページ等において公表されており、容易に確認可能であるから、郵送による請求の場合で、統一請求書により、上記事務所所在地が返送先と指定されている場合には、運転免許証等の写しを添付せずとも、戸籍謄本等の請求を出来ることとすべきである。

第 2 権限確認関係（省令第 11 条の 7）について

1 確認方法

改正法第 10 条の 3 第 2 項は、現に請求の任に当たっている者が請求者の

代理人又は使者である場合には、現に請求の任に当たっている者は、法務省令で定める方法により、市区町村長に対して、代理権限又は使者の権限を書面によって明らかにしなければならない旨を規定している。

法務省令では、その具体的な方法としては、委任状、戸籍謄本等その他の現に請求の任に当たっている者に戸籍謄本等の交付の請求をする権限が付与されていることを証する書面を提出する方法を定めるものとする。

（意見） 賛成 但し、後記２の運用方法についての意見を前提とする。

２ 運用方法

法務省令に基づく具体的な権限の確認の運用方法は、次のようなものを想定しており、これらは通達等で明らかにする予定である。

（１）－（４）（省略）

（５）弁護士等による請求で、その補助者が現に請求の任に当たっている場合には、弁護士等が作成した委任状又は補助者証を提示させる。また、弁護士等請求で、資格者法人が請求者である場合において、その代表者が現に請求の任に当たっているときは代表者の資格証明書を提出させる。代表者以外の者（事務所に所属する弁護士等又は補助者）が現に請求の任に当たっているときは代表者が作成した委任状又は資格者証若しくは補助者証（事務所の所在地の記載があるものに限る。）及び代表者の資格証明書を提出させる。

以上の取扱いは、郵送等による交付請求書の送付の請求をする場合も同様とする。ただし、公用請求及び弁護士等による請求の場合には、代理人又は使者による請求は認めない。

なお、改正法では、原則として委任状を作成した請求者の本人特定事項の確認はしないものと整理されているが、委任状が偽造であることが疑われる等の特段の事情がある場合は、適宜の方法で請求者の本人特定事項の確認を行うものとする。

（意見） 補助者について、弁護士からの委任状又は補助者証を提示させることには、賛成する。

弁護士法人が請求者である場合に、代表者、所属する弁護士又は補助者が現に請求の任にあたっているときに、弁護士法人の代表者の資格証明書を提出することは不要とすべきである。

また、弁護士法人を請求者として戸籍謄本等の請求をする場合以外に、弁護士法人に属する弁護士が、その弁護士の資格で戸籍謄本等の請求をす

る場合には、第 1 の 3 及び 4 記載の方法により、戸籍謄本等を請求できることを当然の前提として、その余については賛成する。

なお、弁護士等による（郵送）請求の場合に「代理人又は使者による請求は認めない」との趣旨は、請求者が弁護士ないし弁護士法人に限るという意味であって、補助者が弁護士の指示に従って実際の請求事務を取り扱うことまで妨げるものではないと理解する。

（理由） 窓口での請求の場合に、補助者について、弁護士からの委任状ないし補助者証を提示させることは、妥当である。

しかしながら、弁護士法人として請求する場合については、弁護士は、その業務において戸籍謄本等を頻繁に請求することがあり、その中には緊急を要する場合が度々あるから、弁護士法人として戸籍謄本等を請求する場合に資格証明書を要求すると、業務に支障をきたす可能性がある。さらに、窓口での請求であっても、郵送による請求であっても、統一請求書によって請求する上、所属する弁護士の氏名・事務所所在地等の本人特定事項及び当該弁護士が同弁護士法人に所属することは、所属会のホームページ等で容易に確認できる以上、弁護士法人としての請求の都度に敢えて弁護士法人の資格証明書まで要求すべきではない。

第 3 届出の際の確認手続及び届出の受理通知関係
意見なし

第 4 不受理の申出関係
意見なし

第 5 学術研究関係
意見なし